

2013年6月3日 全14頁

公社債税制の抜本改正（個人投資家編） 〈訂正版〉

2016年から株式等と一体化

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2013年3月29日、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成25年度税制改正法。以下、改正法）が参議院にて可決・成立し、3月30日に公布された。本稿は、改正法のうち、金融所得課税の一体化について解説する。
- 改正法により、オーソドックスな金融商品のみを取引する個人投資家の金融所得課税は、とてもわかりやすいものとなる。上場株式、特定公社債、公募の投資信託などの範囲であれば、利子・配当・分配金については源泉徴収が行われた後、確定申告は不要となる。譲渡損益・償還損益については、課税方式が申告分離課税に統一される（源泉徴収ありの特定口座の取引においては申告不要とすることもできる）。
- 割引債の課税については発行時の源泉徴収は、改正後は原則として償還時の源泉徴収に改められる。
- 改正後は、上場株式・公募株式投信・特定公社債・公募公社債投信などを「上場株式等」とし、未公開株式・私募株式投信・一般公社債・私募公社債投信などを「一般株式等」とする。「上場株式等」と「一般株式等」は区分され、相互の損益通算は行えなくなる。
- これらの改正の施行日は、原則として平成28（2016）年1月1日である。

[目次]

1. はじめに	2 ページ
2. 金融所得課税の改正の概要	2 ページ
3. 一般株式等（未公開株式・一般公社債など）の課税方式	8 ページ
4. 割引債の源泉徴収方法	10 ページ
5. 世銀債等の取扱い	11 ページ
6. 支払調書等	12 ページ
7. その他の改正	13 ページ

1. はじめに

平成 25 年 3 月 29 日、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 25 年度税制改正法。以下、改正法）が参議院にて可決・成立し、3 月 30 日に公布された。改正法により、金融・証券税制のうち、上場株式・株式投資信託の配当・分配金、譲渡損益に対する 10.147%の税率（所得税および復興特別所得税 7.147%、住民税 3%）について、平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止される。これにより、税率は、平成 26 年 1 月 1 日以降 20.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）に引き上げられる¹。

税率の引上げを行う一方、リスク商品への投資を容易にするために、改正法には、金融商品間における損益通算の範囲を拡大し公社債等に対する課税方式を変更することを内容とする、いわゆる金融所得課税の一体化が盛り込まれた。金融所得課税の一体化にかかる改正は、原則として平成 28 年 1 月 1 日以後適用するとしている。

本レポートでは、個人投資家における金融所得課税の一体化による課税方式の改正について概説する。

2. 金融所得課税の改正の概要

現行の課税方式

現行税制では、株式と公社債とでは課税方式が異なっている。

公社債の利子については源泉分離課税であり、源泉徴収のみで課税関係が完結する。公社債の譲渡益は非課税である一方、譲渡損が生じたとしてもなかったものとみなされる。公社債の償還差益は雑所得として総合課税となる（償還差損については、明確な取扱いが示されていない）。

公社債投信についても、公社債に準じた課税が行われている。

図表 1 は、現行の公社債（利付債）および公社債投信の課税方式を、上場株式、公募株式投信と比較した表である。商品によって申告義務の有無や課税方式が異なり、個人投資家にとって複雑でわかりにくい税制となっている。

現行では、公社債の利子・譲渡損益・償還損益などの損益については、これらの間で通算することはできないし、上場株式や公募株式投信などの損益とも通算することはできない。

¹ 本レポートでは、平成 25 年 1 月 1 日以後、所得税額に対して 2.1%課税される復興特別所得税を考慮した税率を記載している。復興特別所得税を考慮しない場合、上場株式・株式投資信託の配当・分配金、譲渡損益に対する税率は、10%（所得税 7%、住民税 3%）から 20%（所得税 15%、住民税 5%）への引き上げである。

図表 1 個人投資家の株式・公社債・投資信託の課税方式（現行）

	利子・配当・ 分配金	譲渡損益	償還損益
上場株式など	配当所得として 20.315%（注1） 源泉徴収後 申告不要 （確定申告し申告 分離課税（税率 20.315%）または 総合課税を選択可）	譲渡所得等として 税率20.315%（注1） 申告分離課税	
公募株式投信など			
公社債	利子所得として 税率20.315% 源泉分離課税	非課税	雑所得として 総合課税（注2）
公社債投信など			利子所得として 税率20.315% 源泉分離課税

（注1）平成25年中は税率10.147%。

（注2）公社債の償還差損についての明確な取扱いは示されていない。

（注3）網掛けは、損益通算が認められている範囲を示す（未公開株式等の譲渡損との損益通算については後述する）。

（注4）この図表では、大口株主が受け取る配当、未公開株式、割引債（類似の債券）、世銀債等などは考慮しない。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

改正後の課税方式

改正法により、平成 28 年 1 月 1 日以後の利払い・譲渡・償還等については、これらの税制が、図表 2 のように改正される。

「特定公社債」に該当する公社債（特定公社債の定義は後述する）について、利子は現行では源泉分離課税とされているが、改正後は、源泉徴収後、申告不要とするか申告分離課税とするかを選べるようになる。

特定公社債の譲渡損益は、現行では非課税とされているが、税率 20.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の申告分離課税に改められる。また、現行の上場株式や公募株式投信の譲渡損益と同様に、源泉徴収ありの特定口座で取引していれば、申告不要とすることもできるようになる。

特定公社債の償還損益は、譲渡損益と同様に扱われる。デフォルトにより償還差損が生じた場合、一部回収できた場合は回収できた金額により譲渡したものとみなし、全損の場合は後述の「特定管理株式等が価値を失った場合」に限り譲渡損失とみなす。

公募公社債投信についても、特定公社債と同様の課税方式に改正される。

図表 2 個人投資家の株式・公社債・投資信託の課税方式（平成 28 年以後）

	利子・配当・ 分配金	譲渡損益	償還損益
上場株式など	配当所得として 税率20.315%で 源泉徴収後 申告不要 (確定申告し 申告分離課税(税率 20.315%)または 総合課税を選択可)	譲渡所得等として税率20.315% 申告分離課税 (源泉徴収ありの特定口座なら 申告不要を選択可) デフォルトによる損失については、 一部回収できた場合は譲渡損失として扱 い、 全損の場合は「特定管理株式等が価値を 失った場合」(後述)に該当する場合、 譲渡損失として扱う。	/
公募株式投信など			
特定公社債	利子所得として 税率20.315%で 源泉徴収後 申告不要 (確定申告し 税率20.315%の 申告分離課税を 選択可)		
公募公社債投信など			

(注1) 網掛けは、損益通算が認められている範囲を示す(未公開株式等や一般公社債の譲渡損とは損益通算できない。この点については後述する)。

(注2) この図表では、大口株主が受け取る配当、未公開株式、一般公社債、世銀債等などは考慮しない。割引債および割引債類似の債券には別途、償還時の源泉徴収の規定がある(後述する)。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

改正の結果、特定公社債および公募公社債投信の課税方式は、上場株式および公募株式投信の課税方式とほぼ同じになる。

上場株式・公募株式投信の配当・分配金について総合課税を選択する場合を除けば、上場株式、公募株式投信、特定公社債、公募公社債投信などの範囲であれば、課税方式は申告分離課税(または源泉徴収後、申告不要)に統一される。

税率も 20.315% (所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%) で統一される。

また、所定の手続きを行ってれば、源泉徴収ありの特定口座内で、確定申告を行わずにこれらの商品の利子・配当・分配金と譲渡損益・償還損益の損益通算をすることもできるようになる。

上場株式、特定公社債、公募の投資信託など、オーソドックスな金融商品の取引のみを行う

個人投資家にとっては、シンプルでわかりやすい税制となる。

特定公社債の範囲

改正法では、特定公社債の範囲は、次の図表 3 のように定めている。国債、地方債、外国国債、外国地方債のほか、公募または上場されている公社債、証券会社や銀行などが発行する社債などが含まれる。

証券会社や銀行などが窓口で販売している公社債は、概ね「特定公社債」に含まれるものと言える。

図表 3 特定公社債の範囲

- ① 国債、地方債、外国国債、外国地方債
 - ② 会社以外の法人が特別の法律により発行する社債（投資法人債および特定目的会社の特定社債を除く）
 - ③ 公募公社債、上場公社債
 - ④ 発行日の前 6 月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債
 - ⑤ 国外において発行された公社債で、次に掲げるもの（取得後引き続き保護預りがされているものに限る）
 - a 国内において売出しがされたもの
 - b 国内における私売出しの日前 6 月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債
 - ⑥ 金融商品取引所または外国金融商品取引所において公表されたプログラム（一定の期間内に発行する公社債の上限額、発行者の財務状況等その他その公社債に関する基本的な情報をいう）に基づき発行される公社債
 - ⑦ 外国法人が発行し、または保証する債券で政令で定めるもの
 - ⑧ 国内または国外の法令に基づいて銀行業または金融商品取引業を行う法人またはその 100%子会社等が発行する社債（その取得者が 1 人またはその関係者のみであるものを除く）
 - ⑨ 平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債（発行時に源泉徴収がされた割引債を除く）
- （注）これらに該当しても、金融債で預金保険の対象となっているものは除かれる

（出所）法令をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

利付債だけでなく、割引債も上記の要件を満たせば特定公社債となり、譲渡損益（現行は非課税）や償還差益（現行は発行時の源泉分離課税）は 20.315%の申告分離課税となる。ただし、割引債には別途償還時の源泉徴収の規定がある（4. で後述する）。

割引債類似の債券についても同様に上記の要件を満たせば特定公社債となり、譲渡損益（譲渡所得）や償還損益（雑所得）は総合課税ではなく 20.315%の申告分離課税となる（利子についても利付債と同様に 20.315%の源泉徴収後、申告不要を選択可能となる）。割引債類似の債

券にも別途償還時の源泉徴収の規定がある（4. で後述する）。

国債については、物価連動債も含まれる。仕組債についても上記の要件を満たせば特定公社債となる（図表3の③・⑧などを満たすよう設定することが想定されている）。TOKYO PRO-BOND Market にプログラム上場を行っている債券も特定公社債となり、ロンドン証券取引所やルクセンブルク証券取引所などにプログラム上場を行っている債券も特定公社債となるものと思われる（図表3の⑥などを満たす）。

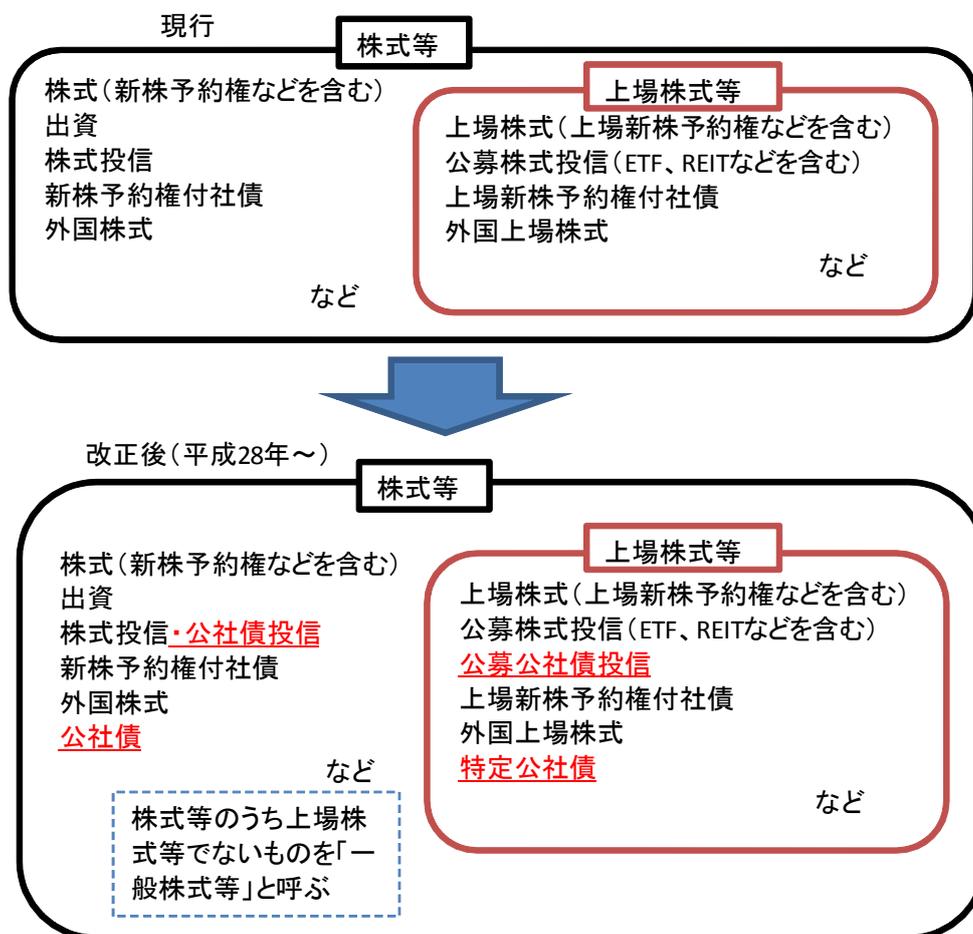
「株式等」・「上場株式等」の定義の変更

改正法により、平成28年1月1日以後は、租税特別措置法に規定される「株式等」および「上場株式等」の定義が大きく変更される。

平成28年1月1日以後は、「株式等」の中に、公社債や公社債投資信託などを含め、特定公社債や公募株式投資信託などは「上場株式等」に含まれる。

「株式等」のうち「上場株式等」でないものを「一般株式等」と定義し、「上場株式等」と「一般株式等」で課税方式が分けられる（一般株式等の課税方式は後述する）。

図表4 株式等・上場株式等の定義



(出所) 法令をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

繰越控除

現行では、上場株式等（現行の定義）の譲渡損については、翌年以後3年間、上場株式等（現行の定義）の譲渡益、未公開株式等の譲渡益、申告分離課税を選択した上場株式等の配当等から繰越控除することができる。

平成28年以後の所得税の計算においては、繰り越せる損失および繰り越された損失から控除できる所得の内容が次の図表5のように改正される。

図表5 繰越控除の改正

	現行	改正後(平成28年分の所得税以後)
対象となる譲渡の方法	<ul style="list-style-type: none"> 証券会社等への委託による譲渡 証券会社・銀行等への譲渡 株式投信の償還・一部解約 など (個人間の相対取引による譲渡などは不可)	左記に加え、 <ul style="list-style-type: none"> 公社債の元本の償還(買入消却を含む) 公社債投信の償還・一部解約 などを追加 (個人間の相対取引による譲渡などは不可)
その年に発生した損失のうち、将来に繰り越せるもの	現行の定義における「上場株式等」の譲渡損 <ul style="list-style-type: none"> 上場株式の譲渡損 公募株式投信の譲渡損 など 	改正後の定義における「上場株式等」の譲渡損・償還差損 <ul style="list-style-type: none"> 上場株式の譲渡損 公募株式投信の譲渡損 特定公社債の譲渡損、償還差損 公募公社債投信の譲渡損、償還差損 など
過去から繰り越した損失により控除できる、その年の所得	現行の定義における「株式等」の譲渡益 <ul style="list-style-type: none"> 上場株式の譲渡益 未公開株式等の譲渡益 公募株式投信の譲渡益 私募株式投信の譲渡益 など 現行の定義における「上場株式等」の配当等 <ul style="list-style-type: none"> 上場株式の配当(申告分離のもの) 公募株式投信の期中分配金(申告分離のもの) など 	改正後の定義における「上場株式等」の譲渡益・償還差益 <ul style="list-style-type: none"> 上場株式の譲渡益 公募株式投信の譲渡益 特定公社債の譲渡益、償還差益 公募公社債投信の譲渡益、償還差益 など 改正後の定義における「上場株式等」の配当等・利子 <ul style="list-style-type: none"> 上場株式の配当(申告分離のもの) 公募株式投信の期中分配金(申告分離のもの) 特定公社債の利子 公募公社債投信の期中分配金 など

(出所) 法令をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

平成28年以後の所得税の計算においては、その年に発生した損失のうち、将来に繰り越せるものは、改正後の定義における「上場株式等」の譲渡損・償還差損に改正される。すなわち、特定公社債の譲渡損・償還差損および公募公社債投信の譲渡損・償還差損などが追加される。

過去から繰り越された損失により控除できる所得については、平成28年以後の所得税の計算においては、改正後の定義における「上場株式等」の譲渡益・償還差益、および、改正後の定義における「上場株式等」の配当等・利子に改正される。すなわち、未公開株式等の譲渡益、

私募株式投信の譲渡益などが除外される一方で、特定公社債の譲渡益・償還差益、公募公社債投信の譲渡益・償還差益、特定公社債の利子、公募公社債投信の期中分配金などが追加される。

なお、繰越控除および配当等との損益通算の対象となる上場株式等の譲渡損は、現行では証券会社等への委託による譲渡、証券会社等への譲渡などの方法による譲渡に限られ、個人間で相対取引をした場合などは対象とならない。改正後は、繰越控除および配当等との損益通算の対象となる譲渡の方法に、公社債の元本の償還（買入消却を含む）などが加えられるが、個人間で相対取引をした場合などが対象とならないことは変わらない。

3. 一般株式等（未公開株式・一般公社債など）の課税方式

一般公社債の利子に対する課税方式は現行制度からの変更はない（後述する、同族会社の株主等に支払うものを除く）。

「一般株式等」（未公開株式・一般公社債など）の譲渡損益は、平成 28 年 1 月 1 日以後、「上場株式等」の譲渡損益・償還損益と同様に税率 20.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の申告分離課税に改正される。

一般公社債の償還損益は申告分離課税の対象となるが、私募株式投信・私募公社債投信については償還差損のみ申告分離課税となり、償還差益は従前の課税方式のままである。

すなわち、私募株式投信の償還差益は配当として 20.42%（所得税および復興特別所得税 20.42%）の源泉徴収が行われた後、少額配当の場合など²を除いて確定申告し総合課税となる³。

私募公社債投信の償還差益は利子として 20.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の源泉分離課税の対象となる。

平成 28 年以後は、「一般株式等」と「上場株式等」の損益は区分され、「一般株式等」と「上場株式等」との間で譲渡損益の損益通算をすることはできなくなる。「一般株式等」の譲渡損失は、現行と同じく、繰越控除の対象とならない。また、「一般株式等」は現行と同じく、特定口座に受け入れることはできない。

「一般株式等」の課税方式の改正をまとめると、次の図表 6 および図表 7 のようになる。

² 1 銘柄 1 回 10 万円以下（年 1 回配当の場合）の少額配当は所得税の申告不要である。また、給与所得者・年金生活者の申告不要の特例に該当する場合も所得税の申告不要となる。なお、これらの場合においても住民税では確定申告が必要である（住民税は税率 10% の総合課税となる）。

³ 実際には、個別元本・償還価額・取得価額の関係をもとに配当部分とみなし譲渡損益部分を計算する。みなし譲渡損益部分は税率 20.315% の申告分離課税の対象となる。

図表6 一般株式等（に相当するもの）の課税方式（現行）

	利子・配当・ 分配金	譲渡損益	償還損益
未公開株式など	配当所得として 20.42%源泉徴収後 確定申告し 総合課税 (少額配当は 申告不要を選択可) ★	譲渡所得等として 税率20.315% 申告分離課税	
私募株式投信など			償還差益は 配当として ★と同じ課税
公社債	利子所得として 税率20.315% 源泉分離課税 ☆	非課税	雑所得として 総合課税(注1)
私募公社債投信など			償還差益は 利子として ☆と同じ課税

(注1) 公社債の償還損失についての明確な取扱いは示されていない。

(注2) 網掛け部分は、この図表の網掛け部分内および上場株式等の譲渡益との損益通算が認められていることを示す。

(注3) この図表では、世銀債等、割引債(類似の債券)などは考慮しない。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表7 一般株式等の課税方式（平成28年以後）

	利子・配当・ 分配金	譲渡損益	償還差損	償還差益
未公開株式など	配当所得として 税率20.42%で 源泉徴収後 確定申告し 総合課税 (少額配当は 申告不要を選択可) ★	譲渡所得等として 税率20.315%で 申告分離課税		
私募株式投信など			償還差損は 申告分離課税 (注2)	償還差益は配 当として★と同 じ課税
一般公社債	譲渡所得等として 税率20.315%で 申告分離課税 (注3)			
私募公社債投信など	利子所得として 税率20.315%で 源泉分離課税☆		償還差損は 申告分離課税 (注2)	償還差益は利 子として☆と同 じ課税

(注1) 同族会社の株主等が支払を受けるものは、源泉徴収後、確定申告し利子所得として総合課税となる。

(注2) 償還差損については、申告分離課税が適用され網掛け部分との損益通算が可能。

(注3) 同族会社の株主等が支払を受けるものは総合課税の対象となり、網掛け部分との損益通算は不可。

(注4) 網掛け部分は、この図表の網掛け部分内のみで損益通算が認められていることを示す(上場株式等の利子・配当・譲渡益などの損益通算はできない)。

(注5) この図表では、世銀債等などは考慮しない。割引債および割引債類似の債券は、別途、償還時の源泉徴収の規定がある(後述する)。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、平成 28 年 1 月 1 日以後、一般公社債の利子のうち、同族会社の株主等に支払う利子等については、発行会社による税率 20.315%の源泉徴収後、確定申告し利子所得として総合課税とされる⁴。平成 28 年 1 月 1 日以後に、公社債の償還金のうち、同族会社の株主等が支払を受ける償還金に係る償還差益については、申告分離課税は適用されず、雑所得として総合課税とされる（割引債または割引債類似の債券であれば、償還時源泉徴収の規定も適用される）⁵。

同族会社の株主等に支払うものとは、「その支払の確定した日（無記名の公社債の利子については、その支払をした日）においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該公社債の利子の支払をした法人が法人税法第 2 条第 10 号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他政令で定める者が支払を受けるもの」である。

4. 割引債の源泉徴収方法

割引債は、現行では発行時に原則として税率 18.378%（所得税および復興特別所得税 18.378%）の源泉分離課税が行われる。譲渡損益は非課税となっている。

平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された割引債の償還については、従前通りの課税方式となる。

平成 28 年 1 月 1 日以後の償還については、平成 27 年 12 月 31 日以前発行のものを除き、償還時の税率 20.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%・住民税 5%）の源泉徴収に改められる。

「割引債」とは、割引債、分離元本公社債、分離利子公社債、割引債類似の債券のことである。国外発行の割引債で割引債の償還金が国内で支払われるもの、および国外発行の割引債で割引債の償還金を国内における支払の取扱者を通じて受け取るものについても含まれる。

発行時の課税であれば、発行価格と償還価格の差を償還差益として源泉徴収が行えるが、償還時の課税では、発行価格が明確にならない場合が考えられる。そこで、新制度では、償還時の課税については、次の金額を償還差益とみなし源泉徴収することとしている。

図表 8 みなし償還差益

発行から償還までの期限が 1 年以内の割引債	償還金額の 0.2%
発行から償還までの期限が 1 年超の割引債	償還金額の 25%

（出所）法令をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

割引債についても特定公社債と一般公社債があり、特定公社債である割引債は特定口座に受け入れることができる。

⁴ 平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債は、図表 3⑨の規定によりすべて「特定公社債」となるため、平成 28 年 1 月 1 日以後に同族会社の株主等に対する利払が行われても、総合課税の対象とならない。

⁵ 平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債は、図表 3⑨の規定によりすべて「特定公社債」となるため、平成 28 年 1 月 1 日以後に同族会社の株主等に対する償還金の支払が行われても、総合課税の対象とならない。

特定口座において管理されている割引債については、発行価格（または取得価額）が管理されているため、実際の償還損益および譲渡損益に基づいて利付債と同様の課税が行われる。

なお、一般公社債の償還差益のうち同族株主等に支払うものについて、申告分離課税の対象とはならず雑所得として総合課税となる規定は割引債も対象となる。したがって、割引債である一般公社債の償還差益のうち同族株主等に支払うものについては、みなし償還差益で源泉徴収後、実際の償還差益に基づいて確定申告し雑所得として総合課税となる。

割引債の譲渡損益については、現行では利付債と同様に非課税であるが、平成28年1月1日以後の譲渡については利付債と同様に申告分離課税に改められる（平成27年12月31日以前に発行され発行時に源泉徴収されたものを除く）。ただし、特定公社債であるか一般公社債であるかによって損益通算等の範囲が異なることになる。

割引債の課税方式をまとめると、次の図表9のようになる。

図表9 割引債の課税方式

			源泉徴収		確定申告の要否		確定申告時の扱い
			譲渡損益	償還差益	譲渡益	償還差益	譲渡損益・償還差益
現行(平成27年12月31日以前の譲渡・償還)			なし	発行時に実際の償還損益×原則18.378%源泉徴収	確定申告は行えない (譲渡益は非課税、償還差益については発行時の源泉分離課税で課税関係完結)		
改正後	特定公社債	一般口座	なし	償還時にみなし償還益×20.315%源泉徴収	要	要	実際の譲渡損益・償還差損益×20.315%の申告分離課税(注3)
		源泉徴収なしの特定口座(簡易申告口座)	なし	なし	要	要	
		源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収口座)	実際の譲渡損益×20.315%源泉徴収	償還時に実際の譲渡損益×20.315%源泉徴収	不要	不要	
	一般公社債	なし	償還時にみなし償還益×20.315%源泉徴収	要	要	実際の譲渡損益・償還差損益×20.315%の申告分離課税(注3)(注4)	

(注1) 平成27年12月31日以前に発行された割引債については、平成28年1月1日以後の償還であっても償還時の源泉徴収は行われない。この場合、発行時の源泉分離課税で課税が完結しており、確定申告は行えない。

(注2) 平成27年12月31日以前に発行された割引債で発行時源泉徴収が行われたものは、平成28年1月1日以後に譲渡した場合も譲渡益は非課税である。

(注3) 平成28年1月1日以後、譲渡損益・償還損益については、特定公社債であれば「上場株式等」の譲渡所得等として扱われ、「上場株式等」の譲渡所得等・配当等との損益通算、および繰越控除の対象となる。一般公社債であれば、「一般株式等」の譲渡所得等として扱われ、「一般株式等」の譲渡所得等の中でのみ損益通算ができる。

(注4) 平成28年1月1日以後の償還金について、同族会社の株主等に支払うものは、申告分離課税の対象とならず、雑所得として総合課税となる。

(出所) 法令をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

5. 世銀債等の取扱い

国内発行の円建ての世銀債等については、国際協定により発行体の源泉徴収が免除されている。このため、利子の源泉徴収は行われず、利子所得として確定申告し総合課税となっている。

譲渡損益は非課税で、償還損益は雑所得の総合課税となっている。

平成 28 年 1 月 1 日以後は、世銀債等も「特定公社債」として扱われる予定である⁶。

平成 28 年 1 月 1 日以後に受けた世銀債等の利子については、国内の証券会社等を通じて利子の支払いを受ける場合は、他の特定公社債の利子と同様に 20.315%の源泉徴収が行われる。その上で、申告不要とするか、税率 20.315%の申告分離課税を適用するか選択できる。譲渡損益、償還損益についても平成 28 年 1 月 1 日以後の譲渡・償還から申告分離課税の対象となる。要するに、「特定公社債」の利付債と課税の仕組みは全く同じになる。

なお、国内の証券会社等を通じずに利子を直接受領するような場合は、平成 28 年 1 月 1 日以後に受ける利子も、なお源泉徴収は行われず、税率 20.315%の申告分離課税の対象となる。

6. 支払調書等

受領者の告知

現行では、源泉分離課税が適用される利子所得については、税務上の受領者の告知は不要とされている。

平成 28 年 1 月 1 日以後は、特定公社債の利子、公募公社債投信の利子、一般公社債の利子のうち同族会社の株主等に支払われるものなど、「源泉分離課税が適用されない利子」を受ける際に、その支払を受ける者は、告知が必要とすることとしている。

支払調書

現行では、個人が支払を受ける公社債の利子、公社債投資信託の分配金で源泉分離課税が適用されるものについては、支払調書の提出の対象となっていない。

改正法により、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払うべき「源泉分離課税が適用されない利子」については、支払調書の対象となる。国内で公社債、公社債投資信託の受益権の譲渡の対価（償還金、解約金を含む）の支払をする金融機関等は、その年中に支払った対価の額等を記載した支払調書を、支払確定日の翌年 1 月 31 日（1 回の支払ごとに作成する場合には翌月末日）までに、税務署長に提出しなければならない。

現行では、株式・株式投資信託に関して、譲渡対価の年間の合計額が 100 万円以下、または、1 回の支払金額が 30 万円以下の場合は、支払調書の提出が不要とされているが、「平成 25 年度税制改正大綱」では、この基準額は撤廃するとしている（基準額は、所得税法施行規則および租税特別措置法施行規則に定められており、本稿執筆時点では、これらの改正は公布されていない）。

⁶ 現行法令には規定はないが、「平成 25 年度税制改正大綱」にて含める方針が示されており、今後、政省令に規定されるものと考えられる。

支払通知書

平成 28 年 1 月 1 日以後に「源泉分離課税が適用されない利子」の支払事務の取扱いをする金融機関は、その支払を受けるものに対して支払通知書を交付する。

「源泉分離課税が適用されない利子」の利子所得等の金額を確定申告する場合には、支払通知書か源泉徴収口座の特定口座年間取引報告書を確定申告書に添付することになる。

特定口座年間取引報告書

「平成 25 年度税制改正大綱」では、平成 28 年以後、特定口座年間取引報告書の記載事項に、特定口座に受け入れた特定公社債等の利子所得、特定口座内で行われた特定公社債等の譲渡所得等の金額等を追加するとしている。また、この場合、支払調書・支払通知書の提出・交付は不要としている（特定口座年間取引報告書の様式等は、租税特別措置法施行規則に定められており、本稿執筆時点では、この改正は公布されていない）。

7. その他の改正

外国公社債の利子の課税方式

外国公社債等の利子について、外国で源泉税が徴収された場合、現行では、外国での徴収税額と合わせて復興特別所得税加算前で 20% となるように国内での徴収分が調整されている（差額徴収方式）⁷。

改正法により、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われるべき利子等から、特定公社債の利子の二重課税の調整方法は、差額徴収方式から外国税額控除方式に変更される。したがって、外国公社債等の利子について外国で課税された金額がある場合、確定申告を行うことで所得税額から外国での所得税相当額を控除（税額控除）することとなる。

これに対して、一般公社債の利子の二重課税の調整は、平成 28 年 1 月 1 日以後も、従来通り、差額徴収方式により行う。

特定口座への受入れ

特定公社債等が申告分離課税の対象となることに伴い、特定口座への受入れが可能となる。源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収口座）を開設している場合には、特定公社債等の利子等を源泉徴収口座に入れることができる。

源泉徴収ありの特定口座で上場株式等、特定公社債等の譲渡損が生じた場合、この譲渡損と源泉徴収口座に受け入れた配当所得、利子所得との損益通算が行われる。損益通算後の配当、

⁷ 差額徴収方式においては、外国所得税額を控除後の所得税額に対して 2.1% の復興特別所得税が課税されるため、復興特別所得税込みの税率が 20.315% とならない場合がある。

利子に対して、20.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の源泉徴収が金融機関により行われる。

なお、平成 27 年 12 月 31 日以前に取得した特定公社債等についても、平成 28 年 1 月 1 日以降に特定口座に入れることができ、平成 28 年 1 月から 12 月の間は、自己が保管する特定公社債等を実際の取得日、取得価額で特定口座に入れることができる。

特定管理株式等が価値を失った場合

現行では、特定口座で管理されていた上場株式について、発行会社の倒産等により上場廃止となり、特定管理口座に移管し、その後清算終了等の事実が生じて株式としての価値を失った場合は、未公開株式等の譲渡損とみなすものとなっている。

改正法では、平成 28 年 1 月 1 日以後、特定口座で管理されている特定公社債が、発行会社の倒産等により上場廃止となり、その後、清算終了等の事実が生じて公社債としての価値を失った場合には、その損失は、改正後の定義における「上場株式等」の譲渡損とみなすこととしている。

なお、ここでいう公社債としての価値を失った場合とは全損のことを指し、一部でも回収できた場合は上場株式等または一般株式等の譲渡損失とみなす（この場合、特定口座で管理されている必要はない）。

改正後の定義における「上場株式等」の譲渡損とみなされるため、上場株式の配当、公募株式投信の分配金、特定公社債の利子、上場株式の譲渡益、公募株式投信の譲渡益・償還差益、特定公社債の譲渡益・償還差益、公募公社債投信の譲渡益・償還差益との損益通算が行えるようになるほか、3 年間の繰越控除の対象にもなる。

また、特定管理口座で管理されていた株式が価値を失った場合についても、改正法では、平成 28 年 1 月 1 日以後、改正後の定義における「上場株式等」の譲渡損とみなすよう改正される。

【以上】